



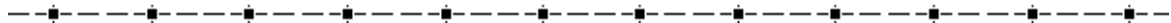
「関連労働法規シリーズ」

「コンサルタントに役立つ 労働基準法の 基本的知識と判例」 開催案内

紹介業務を行う中で遭遇する事例を想定し、労働基準法の観点ではどのように判断するのか、その判例を通して労働基準法の基本的知識を理解していきます。

- 日 時 : 2019年5月23日(木) 09:45 ~ 11:45
- 会 場 : 黒龍芝公園ビル東館9階会議室 (港区芝公園2-6-15 人材協事務局が入っているビル)
- 講 師 : 特定社会保険労務士 滝 清治 氏
- 内 容 :
 1. 内定が取り消された。その時、解雇予告手当はもらえる？
 2. フルコミッションでの雇用は違法？
 3. 賞与支給日まで在籍していないと賞与がもらえない、と言われたので、それまでは辞められないが……。
 4. 求人票に裁量労働制を適用とあるが……。
 5. 給与額には残業代が含まれている、と言われた。
 6. 無断で一方的に辞めるなら退職金を支払わない、と言われたが……。
 7. 競業他社に転職したら退職金が減額される、とあるが、それは違法ではないのか。
 8. 辞めたら社費留学にかかった費用を返せ、と言われた。
 9. 管理職だから割増賃金はつかない、と説明を受けた。
 10. 時間外労働の上限規制とは
 11. 高度プロフェSSIONAL制度とはどういうものか
 12. 勤務間インターバルってなに？
- 定 員 : 16名 (受講希望申込みが 所定の人数に達しない場合は開講中止)
- 受講料 : おひとり5,100円(消費税込) (人材協会員は4,100円(消費税込))
※但し、人材協認定コンサルタント資格・シニアコンサルタント資格をお持ちの方で、人材協会員企業に所属の方は無料、それ以外の方は会員価格で受講できます。
- 申 込 : 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX 又はメールにてお申込みください。
- 締 切 : 申込締切 5月10日(金) / 入金締切 5月17日(金)

- * 本件に関するお問合せは、電話 03-5408-5454 [担当:福島] までお願いいたします。
- * お申込みをいただいた後、申し込み確認と振込み要領を記載した受付票をメールで送信いたします。



§ 受講申込書 §

貴社名			
TEL		ご担当者名	
ご担当者 E-mail	@		
受講者名1			
受講者名2			

FAX 送信先 : 03 - 5408 - 5420 メール送信先 : info@jesra.or.jp